

行政コスト計算書の作成方法

基本的な前提

1 対象会計範囲

バランスシートと同様、普通会計を対象としています。

2 計上するコストの範囲

当該年度の行政サービスに要した費用のうち、資産形成につながる支出（これはバランスシート上で経理）を除いた現金支出に、減価償却費、不納欠損額、退職給与引当金等の非現金支出を加えた額を計上しています。

3 行政コストの分類

行政の分野別ごとにその性質別経費の内訳を示すこととし、目的別経費と性質別経費を合わせたマトリックスにより分類しています。

目的別経費：教育費、民生費、農林水産費、土木費など行政分野ごとの分類

性質別経費：人にかかるコスト、物にかかるコスト、移転支的コスト、その他のコストに大きく四分類

4 基礎数値

バランスシートと同様、基本的に決算統計のデータを基礎数値として用いています。ただし、発生主義的な見地からこれにより難しい場合には、歳入歳出決算書等のデータを基に別途数値を算出しています。

分類項目等の説明

[行政コスト]

1 人にかかるコスト

(1)人件費

退職手当支払額を除いた人件費の総額を計上しています。

(2)退職給与引当金繰入等

当該年度において新たにバランスシートに引当金（負債）計上された額に、当該年度の退職金支払額のうち引当を行っていた額を超える額（その年度勤務したことにより増加した額）を加えたものを計上しています。

2 物にかかるコスト

(1)物件費

賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱費等）、役務費（通信運搬費、広告料等）、備品購入費等を計上しています。

(2)維持補修費

県が管理する公共用施設等を保全し、維持するための補修等に要した経費を計上

しています。

(3)減価償却費

バランスシートに計上された有形固定資産の減価償却相当額を計上しています。

3 移転支出的なコスト

(1)扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して支給した現金又は物品に係る経費を計上しています。

(2)補助費等

市町村等に対する負担金、補助金、交付金等を計上しています。

なお、「諸支出金」欄には、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金の合計額を計上しています。

(3)繰出金

普通会計から他会計への支出を計上することとされていますが、本県には該当がありません。

(4)普通建設事業費（他団体等への補助金等）

普通建設事業費のうちバランスシートに計上されなかった市町村など他団体に支出した補助金、負担金等を計上しています。

4 その他のコスト

(1)災害復旧費

降雨、暴風等によって被害を受けた施設等の原形復旧に要した経費を計上しています。

(2)失業対策事業費

法律等によって定められた失業者救済事業の経費ですが、本県には該当がありません。

(3)公債費（利子分のみ）

利子償還費を計上しています。

なお、元金償還については、バランスシート上で経理されます。

(4)債務負担行為繰入

債務負担行為で債務保証又は損失補償に係るもののうち、当該年度に債務が確定したもの（年度中の債務履行額を除く。）を計上することとされていますが、本県には該当がありません。

(5)貸付金返還免除等

各種貸付金の返還免除額等を計上しています。

(6)不納欠損額

バランスシートに計上された未収金について、不納欠損処理等を行ったものを計上しています。

[収入項目]

1 使用料・手数料等

分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入（貸付金元金収入を除く。）のそれぞれ現年調定額の合計を計上しています。

なお、この現年調定額については、決算統計や歳入歳出決算書のデータを基に積上げ計算することができないため、一部推計値を用いています。

2 国庫支出金

バランスシート上で経理される普通建設事業費や貸付金、基金等の原資に充てられたもの以外の国庫支出金を計上しています。

3 一般財源等

地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金の合計額を計上しています。

なお、地方税は、発生主義の考え方に基づき、現年課税分について未収分も含めて調定済額を計上することとし、滞納繰越分の収入は計上していません。

4 正味資産国庫支出金償却額

有形固定資産の減価償却や貸付金の返還免除等に伴い償却するバランスシートの正味資産に計上された国庫支出金の償却額を計上しています。

なお、国庫支出金を原資として造成された基金（緊急地域雇用創出基金、中山間地域等直接支払基金等）の取崩額も含まれています。

5 期首一般財源等

前年度バランスシートの正味資産に計上された一般財源等の額です。

6 期末一般財源等

期首一般財源等の額に一般財源等増減額を加えた額で、当該年度末バランスシートの一般財源等の額に一致します。